

I 総 説

第1 産業・雇用就業動向

1 令和6年の都内経済

令和6年の我が国の実質 GDP 成長率は、前年比 0.2%のプラス成長となった。貿易では、輸出が半導体等製造装置、自動車等の増加により前年比 6.2%増で4年連続の増加となり、輸入は電算機類（含周辺機器）、非鉄金属鉱等の増加により 2.0%増で2年ぶりの増加となった。また、訪日外国人旅行者数は、年間で前年比 47.1%増の約 3,687 万人となり、令和元年の約 3,188 万人を上回り過去最多を更新した。

都内経済を見ると、百貨店販売額前年比が全店ベースで 7.1%増となり、スーパー販売額は 4.9%増となった。消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）は、前年と比べ 2.1%上昇した。工業生産活動の動向を示す生産指数の前年比は、前年の 3.5%減から 0.8%増となった。中小企業の景況感（業況 DI）は、一進一退の状況が続き、年末の 12 月は▲25 となった。

都内の雇用情勢を見ると、完全失業率は 2.6%と前年と比べ 0.1 ポイント上昇した。また、有効求人倍率は 1.77 倍と前年と比べ 0.01 ポイント低下した。

2 令和7年上半期の都内経済

令和7年1～3月期の実質 GDP 成長率（2次速報値）は、年率換算で季節調整済前期比 0.2%減となり、4四半期ぶりのマイナスとなった。内閣府による7月の月例経済報告では「景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している。」との判断を示しつつも、「米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」としている。貿易では、上半期の輸出が前年同期比で 3.6%増加し、輸入は速報値で 1.3%増加した。訪日外国人旅行者数は、1～6月の累計（推計値）で 2,152 万人となり、過去最多となった。

都内経済を見ると、百貨店販売額は前年同月比で5か月連続マイナスが続いているが、スーパー販売額は前年同月比で6か月連続 10.0%超のプラスが続いている。6月の消費者物価指数は前年同月比 3.1%の上昇となり、令和3年9月以来プラスが続いている。生産指数（季節調整済指数）は、令和7年第1四半期には前期比 0.6%の低下となった。中小企業の景況感（業況 DI）は、4月に▲21、5月に▲20、6月には▲24 となっている。

雇用面では、都内の完全失業率が1～3月期平均で 2.5%となった。また、有効求人倍率（季節調整値）は 1.7 倍台が続いており、6月は 1.70 倍となっている。

第2 令和7年度の施策の概要

我が国の経済は、景気が緩やかに回復している一方で、米国の通商政策や物価高騰の影響による景気の下振れリスクなどに直面している。また、緊迫する国際情勢、気候危機や人口減少・少子高齢化など様々な課題も先鋭化している。

こうした中、これまで産業労働局では、中小企業の下支えや事業活動の後押し、脱炭素化に取り組む事業者への支援やZEV・水素エネルギーの普及拡大、旅行者の誘致や観光資源の開発など観光産業の振興、農林水産業の生産基盤の整備、従業員が働きやすい職場環境の整備や求職者の就労支援などの取組を進めてきた。また、令和7年度からは国際金融都市・東京としてのプレゼンスの確立に向け、サステナブルファイナンスの活性化やグローバルスタンダードなビジネス面での環境整備などにも着実に取り組んでいる。

今後は、変化の激しい社会情勢の中においても、「成長」と「成熟」が両立した「世界で一番の都市・東京」を実現していくため、DXやイノベーションの創出の促進、新エネルギーの利活用の加速、インバウンド獲得に向けた観光施策の一層の推進など東京の更なる成長に結びつける政策を展開するとともに、中小企業の経営基盤の強化や「人への投資」を推し進め、都民・事業者が直面している様々な課題に対して速やかに手を打っていくことが重要である。

そこで、令和7年度の事業においては、以下の施策を重点的に推進していく。

- 中小企業対策としては、物価高騰をはじめとして厳しい経営環境にある中小企業に対し、価格転嫁や賃上げへの支援に加え、事業承継の促進など、中小企業の持続的な発展の後押しを行う。また、激変する社会の変化を捉え、中小企業の生産力向上と競争力強化を後押しするために、DXやイノベーション推進などに必要な設備投資への支援、海外進出のサポートなど、中小企業等の「稼ぐ力」を高める取組を充実していく。
- 加えて、社会課題の解決や事業活動に係る様々な影響への対応など、成長と経営安定の両面から資金繰り支援を行う。また、ファンドへの出資を通じて、中小企業の人手不足問題の解決に資する技術やサービスを有するベンチャー企業に対する支援などを実施する。
- 産業・エネルギー対策としては、エネルギー安定供給をめぐる情勢の変化や差し迫る気候危機を念頭に、エネルギーの安全保障の確立と脱炭素化を両面から進めることが必要である。そのため、電力を「④へらす、①つくる、①ためる」H T Tの取組等を進めるとともに、エネルギー対策の実効性を高めるため、産業政策と環境政策の視点を併せ持った施策を展開していく。

「ゼロエミッション東京」の実現に向け、使用するエネルギーを可能な限り最小化するとともに、エネルギー自体を脱炭素化することが必要である。そこで、事業所の省エネルギー対策・エネルギーマネジメントや再生可能エネルギー設備の導入、ZEVの普及を促進するとともに、水素社会の実現に向けた水素需要の創出や供給拡大、新エネルギーの開発・普及を促すための支援などを実施していく。

また、大企業の知見・リソース等を活用することにより、中小企業・スタートアップの成長を促進するとともに、中堅企業の新事業展開なども支援することで、エネルギー・GX分野のみならず、多様な領域における社会課題の解決につなげていく。

- 観光産業対策としては、地域と連携した観光資源の磨き上げや、多摩・島しょ地域のコンテンツ開発への支援、江戸から受け継がれてきた伝統文化の活用、ナイトタイム観光の充実など、更なる旅行者誘致に向けた施策を強化する。

また、人材確保や生産性向上に資するデジタル化への支援など、観光関連事業者の経営力向上を後押しする。

さらに、インバウンド需要の一層の拡大やMICE誘致に向け、戦略的なプロモーション等を実施し、国際観光都市としてのプレゼンスの向上を図る。加えて、多言語対応や宿泊施設のバリアフリー化支援等を引き続き行い、誰もが安心して観光できる環境の更なる充実を図る。

- 農林水産対策としては、気候変動や国際的な原材料価格の高止まり等の影響を受ける農林水産業者への支援を行う。また、都市や山村、島しょなど各地域の実情に応じ、デジタル技術の活用など効率的で生産性の高い農林水産業の展開を図る。また、都市農地の保全に向け、農地の貸借や体験農園の開設・運営等の支援を行うとともに、稼ぐ農業の推進に向けて、経営の強靱化や販路拡大に取り組む農業者を後押しする。さらに、持続可能な森林循環の促進に向け、山林での伐採・搬出量の拡大や多摩産材の流通量の増加を図るとともに、公共施設や商業施設等での多摩産材の利用拡大に取り組む。加えて、水産資源の確保に向け、安定的な生産が可能な陸上養殖やデジタル技術を活用した資源管理を推進するとともに、漁業人材の確保や漁業協同組合の経営改善等を支援する。
- 雇用就業対策としては、産業構造の変化に対応した人材シフトやスキルアップに向け、従業員のリスクリング等を支援するとともに、中小企業における人材の確保と育成を後押しする。また、従業員の「手取り時間」の創出のほか、テクノロジーを活用した生産性の高い働き方やテレワークの普及、育業の推進、賃上げの後押しなど、企業が取り組む職場環境の整備を促進する。さらに、誰もが安心して働き、力を存分に発揮できるよう東京都カスタマー・ハラスメント防止条例の実効性を確保していく。加えて、多様な人材が輝く「ダイバーシティ」の実現に向け、女性の希望に応じたキャリア形成を支える仕組みづくりや、働く意欲のある高齢者の就業の促進、障害者や就労に困難を抱える方の採用等に取り組む企業への支援の充実により、誰もが活躍できる環境を整備する。
- 「国際金融都市・東京」の推進については、都が目指す「サステナブルな社会を実現するアジアのイノベーション・金融ハブ」の実現に向け、「金融・資産運用特区」も活用しながら必要となる制度見直しや規制緩和等に取り組み、金融の力を活用して社会課題の解決に繋げていくことで、東京だけではなく日本全体やアジアの成長に貢献していく。国や関係機関、民間事業者、シティ・オブ・ロンドンなど国内外のプレイヤーと連携しながら、金融プロモーション組織「一般社団法人東京国際金融機構（FinCity.Tokyo）」とともに様々な取組を進める。
- 全体を通じて、東京のみならず日本全体の経済活性化に向けて、東京と日本各地がそれぞれの強みを活かして連携し、双方に高い効果が見込まれる産業振興施策を「ALL JAPAN & TOKYOプロジェクト」として、着実に推進する。

1 産業・雇用就業政策の企画立案

東京の産業振興と雇用就業の安定を図るため、重点的に取り組むべき政策の企画立案を行う。また、日本各地と連携した産業振興施策を推進するとともに、統計分析による施策立案支援や、

調査研究による政策課題ニーズの掘り起こしを図っていく。

2 中小企業対策

(1) 経営支援

都内経済の活性化のためには、中小企業の安定的成長と発展が不可欠であり、付加価値額の向上や、新事業開発への意欲的な取組などを積極的に支援し、中小企業経営の改善強化を図る。

主な支援策としては、①中小企業等の経営革新を促進するため、法に適合する新たな事業活動計画の承認、計画承認企業へのフォローアップ等の支援（経営革新支援）、②環境変化への対応や経営力強化のための支援（経営安定支援）、③国内・海外への販路開拓支援、④異業種交流会、産学公連携事業のグループ形成など組織化への支援（ネットワークづくり支援）がある。

(2) 技術支援

グローバル化の進展による国内外での厳しい競争に加え、省エネルギー、環境への対応など経営環境の変化は大きく、こうした変化をビジネスチャンスと捉えて、さらに発展していくためには、新製品・新技術の開発をたゆまず続けることが重要である。

このため、都では、基礎技術から応用研究、企画・アイデアから製品開発までの中小企業の製品・技術の開発に対し、①開発基盤技術強化のための助成、②地域の強みを活かした交流、連携基盤の確立、③知的財産活用の実現を図る施策、④製品の差別化・高付加価値化を実現するためのデザイン活用策、⑤事業化に向けたサポート等の各種支援を行う。

(3) 創業支援

東京では、高い地価等の立地条件や後継者難が相まって、企業数が減少傾向にあり、新たな都市型産業の創出及び起業を促進することが重要な課題となっている。

このため、都では、意欲にあふれ、優れた発想や技術を持つ人々の起業や、その後の経営の安定化・発展を支援することで、活発な創業の促進を目指す。

具体的には、起業を予定している人や創業間もない企業に対し、①創業に関心のある誰もが利用でき、情報提供から事業化支援までをワンストップで行う創業支援拠点の運営、②創業の場の提供と入居企業に対する経営支援の実施、③創業の立ち上がりに必要な運転・設備の資金調達や技術開発・販路開拓に要する資金の助成等、④交流の場の提供や専門家の継続的な助言等の支援を行う。

(4) 地域工業の活性化

東京のものづくり産業は、城東、城南などで地域的に特色ある集積を形成している。そこでは、域内の中小企業が地域内で蓄積された技術、情報、人材等を基に、企業間ネットワークを形成するなど、集積のメリットを活かした生産活動を行ってきた。しかし、近年、工場等の跡地へマンションが建設されるなど操業環境が悪化し、都外への転出や廃業を余儀なくされる事業者もいる。また、世界規模でのデジタル化の進展により、中小企業はデジタル技術の実装による経営の効率化やビジネスモデルの変革、新たな価値の創出が急務となっている。

そこで都は、地域産業の継続的・安定的な発展を支援するため、多様な主体の協業・参画や自己変革への挑戦を促し、地域産業を成長させる取組など、区市町村が地域産業の振興に向けて行う事業や、地域の産業特性・実情に応じたデジタル化の推進に係る取組等を支援するとともに、操業環境の整備など産業基盤強化に向けた取組を推進し、地域産業の活性化を図る。

さらに、都内での立地を希望する企業に対して情報提供等を行う相談センターを運営することで、きめ細やかな立地支援を行う。また、東京の地域資源を活用、あるいは東京の都市課題を解決する取組を支援し、地域経済の活性化を図る。

(5) 地域商業の活性化

都内には約 2,400 の商店街があり、都民の日々の暮らしに必要な商品やサービスを提供するとともに、それぞれの地域の特性を活かしながら、地域経済や雇用を支える場として、また、地域住民の生活やコミュニティの核として、大変重要な役割を果たしている。

しかし、商店街を取り巻く現状は、大型店舗の進出や店主の高齢化などの課題のほか、来街者の減少や消費者の買い物スタイルの変化など厳しい状況にあり、地域の経済や社会に大きな影響を及ぼしている。その一方、商店街の活性化に向けて意欲ある取組を行い、地域コミュニティの核として、賑わいを維持している商店街も数多く存在している。

都は、元気な商店街を増やしていくために、区市町村等と緊密に連携しながら、商店街等の多種多様な取組を積極的に支援している。

(6) 総合的支援

中小企業や起業家等への個別の支援策を結びつけ、より効果的かつ効率的なサービスを提供するため、(公財)東京都中小企業振興公社を核として、都の関係機関や各支援機関が連携して、中小企業に対し、支援を行うほか、戦略的産業分野のプロジェクト等に対して支援を行う。

(7) 試験研究機関

平成 18 年 4 月に、柔軟かつスピーディな民間的経営手法により効率的・効果的な技術支援を実現させるため、東京都立産業技術研究所を地方独立行政法人に移行し、「地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター」とした。

この(地独)東京都立産業技術研究センターにおいて、中小企業の製品開発支援・技術支援・研究開発・技術経営支援・産業交流・産業人材育成・情報発信等を行い、産業技術の向上とその成果の普及を促進し、都内中小企業の振興を図る。

なお、平成 23 年 10 月に江東区青海に新本部を開設、平成 27 年 4 月にバンコク支所を開設、令和 3 年 4 月に東京都立食品技術センターを統合するなど、支援体制のさらなる充実を図っている。

また、東京都立皮革技術センターにおいても、試験研究・技術支援等を行い、東京都における伝統地場産業である、皮革関連産業にかかわる中小企業の振興を図る。

(8) 金融支援

中小企業の多様な資金ニーズに応えるため、重層的に金融支援を展開する。

中小企業制度融資では、中小企業が直面する重要課題に対応するため、外部環境の変化に伴い事業活動に影響を受けている中小企業の資金ニーズに対応する融資メニューの対象を拡充し、限度額の引上げを行ったほか、貸上げや女性活躍推進に取り組む企業の支援を強化するなど、中小企業を成長と経営安定の両面から支援する。

これに加え、中小企業の資金調達手法の多様化を図る観点から、地域の金融機関と連携した都独自の融資制度(東京プラスサポート)を実施するほか、動産・売掛債権等の活用やクラウドファンディングによる資金調達などを支援する。

また、中小企業が抱える経営課題に対応した支援として、女性・若者・シニアに対する創業サポートや、ファンドへの出資を通じて中小企業における人手不足問題の解決の支援などを実施する。

3 産業・エネルギー対策

(1) 産業・エネルギー政策の企画・調整等

エネルギー安定供給をめぐる情勢の変化に対応することが必要である一方、気候変動は深刻化しており、都は、エネルギーの安全保障の確立と「脱炭素社会」の実現を目指し、電力を「⑩へらす、⑩つくる、⑩ためる」H T Tの取組等を実施するとともに、中小事業者のG Xに向けた取組を推進する。

また、大企業の知見・リソース等を活用し、中小企業・スタートアップの成長を促すとともに、中堅企業の新事業展開なども支援することで、エネルギー・G X分野のみならず、多様な領域における社会課題の解決につなげていく。

(2) 省エネルギー施策の推進

都は、「ゼロエミッション東京」の実現に向け、2035年までに都内温室効果ガス排出量を60%以上削減（2000年比）することなどを目指している。

都内に約63万ある中小規模事業所の省エネルギー対策を推進するため、省エネ・再エネに係るワンストップ相談窓口の設置や省エネ診断の実施など省エネルギーに関する支援を総合的に展開する。また、省エネ設備の導入及び運用改善に対して補助するとともに、事業所等にて設備を稼働する際に発生する廃熱等の有効活用を促進し、中小企業等の更なる省エネルギー化を図る。さらに、建物の断熱性能の向上と省エネ設備の導入等によりゼロエミッションビル化を図る取組を支援する。

(3) 再生可能エネルギー施策の推進

都は、「ゼロエミッション東京」の実現に向け、再生可能エネルギーによる電力利用割合を2030年までに50%程度、2035年までに60%以上にすることを目指している。

事業者向けの導入支援として、都内及び東京電力管内への地産地消型の再エネ発電設備等の設置を補助し導入を促進するとともに、都外の再エネ発電設備の新規導入に資する利活用手法や島しょ地域の事業者等への太陽光発電設備等の設置に対して補助することで、都内の再生可能エネルギー利用拡大を推進する。また、地中熱利用の普及啓発等に取り組み、未利用エネルギーの利用促進を図るほか、他自治体と連携した再エネ調達手法を調査する。

島しょ地域においては、各島の特性に応じた再生可能エネルギーを最大限活用することで、エネルギー自給率及び防災力の向上を目指すとともに、ゼロエミッションアイランドの実現に向けた取組を推進する。

(4) エネルギーマネジメントの推進

都は、「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、エネルギーマネジメントによるエネルギーの需給最適化に向けた取組を行っている。この中で、再生可能エネルギーの導入拡大が進み、出力変動を補完する調整力の重要性はますます高まっている。

このため、事業者向けの支援として、大規模な調整力として電力の安定供給に貢献する系統

用大規模蓄電池の導入や、事業者が主体的にエネルギーマネジメントを行うためのシステム導入、再エネや蓄電池等の分散型電源を束ねて需給をマネジメントするアグリゲーションビジネス等の取組のほか、再生可能エネルギーの出力変動を補完するコージェネレーションシステムや熱電融通インフラの導入を支援し、さらなる電力需給の安定化を目指す。

加えて、地域内での再生可能エネルギーを面的に融通するマイクログリッドのモデル構築を支援する。

(5) 水素・新エネルギー施策の推進

都は、「ゼロエミッション東京」の実現に向け、水素エネルギーの普及拡大に取り組んでいる。特に、脱炭素社会を支えるエネルギーの柱として期待される再生可能エネルギー由来水素（グリーン水素）の活用を図るため、他県・NEDO等との連携を進め、都内へのグリーン水素の供給拡大を図るとともに、都内におけるグリーン水素の製造・利用に向けた取組を進める。また、パイプラインを含めた水素供給体制の構築に向けた協議会の運営や実現可能性調査などの取組を進めるとともに、国際サプライチェーンの構築に向けた海外都市等との連携強化や課題等の検討調査を行う。

併せて、グリーン水素の活用を促進するため、製造、運搬・貯蔵、利用に用いる各設備の導入に助成する等の取組や、東京都内でグリーン水素を率先して利用する事業者等を認証する制度などにより、水素の需要拡大を図る。さらに、グリーン水素取引所の立ち上げに向けた取組を進めるとともに、国産グリーン水素を用いたトライアル取引を実施する。

また、水素エネルギーの利用拡大に向けては、企業・団体との意見交換等による情報共有を進め、イベントや普及啓発等においても連携を図るとともに、都民の理解も重要であることから、水素エネルギーに関する普及啓発イベントの実施やホームページによる情報発信等を行う。

このほか、東京の脱炭素化に資する新エネルギーの開発・普及を促進するための支援を行い、早期の社会実装に向けた取組を進めていく。

(6) ZEVの普及促進

都は「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、都内新車販売において2030年までに乗用車を、2035年までに二輪車を100%非ガソリン化する目標を掲げている。この目標の達成に向けて、ZEVの導入を促進する取組を進めるとともに、充電設備等の設置を支援することで充電インフラの整備を促進する。

また、水素ステーションの整備促進を図るために、整備費と運営費への補助を実施するとともに、都用地活用、既存ガソリンスタンド等の「マルチエネルギーステーション化」への支援、水素利用量の拡大にも資する商用燃料電池車両の早期実装化等を進める。

4 観光産業対策

(1) 外国人旅行者誘致の新たな展開

東京に国内外から旅行者を誘致するため、伝統と革新が共存する東京の多様な魅力を発信するほか、東京の観光公式サイト「GO TOKYO」などを通じて都内の観光情報を多言語で発信する。また、近隣県をはじめ、全国の自治体等と連携し、観光ルートの多様化や観光の魅力発信に取り組む。

(2) M I C E※誘致の推進

東京へのM I C E誘致に向けて、開催都市としての東京の魅力を効果的に発信するとともに、主催者に対して誘致活動や開催時の会場確保に要する経費等を支援する。また、美術館や庭園などをM I C E開催時に使用するユニークベニユーの活用を推進する。

※ M : Meeting (企業等の会議)、I : Incentive Travel (企業等の報奨・研修旅行)、C : Convention (国際機関等が行う国際会議)、E : Exhibition/Event (展示会やイベント等)の頭文字を取った総称

(3) 魅力を高める観光資源の開発

地域のアイデアを生かした特産品や旅行商品の開発、地域ならではの多様な魅力を生かした観光まちづくりに対する支援など、旅行者を惹きつける観光資源開発を促進し、東京の魅力向上を図る。多摩・島しょ地域では、魅力ある森林資源や自然公園を活用するなど自然との調和に配慮した観光振興を進めるとともに、地域の魅力をウェブサイト等で効果的に発信する。

また、地域の観光振興に対する機運を高めるため、観光分野の専門家の派遣や、先進的な取組事例の周知・浸透を行う。

(4) 受入環境の充実

東京を訪れる外国人旅行者が安心かつ快適に観光を楽しめるよう、観光案内所の整備・運営、W i - F i やデジタルサイネージ等の情報通信技術の積極的な活用などにより、旅行者への円滑な情報提供に取り組む。

また、多言語対応や宿泊施設のバリアフリー化など、旅行者を迎え入れる快適な滞在環境の整備を推進する。さらに、観光関連事業者のD X推進や収益力向上に向けた支援などにより、経営基盤の強化を図る。

(5) 人材の育成・活用

観光関連産業の経営層・マネジメント層や、観光ボランティアなど、東京の観光を支える人材を育成・活用していく。

(6) 推進体制の構築

都の観光産業振興施策の充実を図るため、東京都観光事業審議会等を運営する。また、(公財)東京観光財団と緊密に連携し、観光施策を推進する。

さらに、旅行業法に基づく登録制度を運用することで、旅行業者の業務の適正な運営を確保し、旅行の安全確保及び旅行者の利便の増進を図るとともに、通訳案内士法に基づく登録制度の運用を通じ、外国人旅行者に対する接遇の向上を図る。

5 農林水産対策

(1) 農業の振興

「東京農業振興プラン」に基づき、都民生活に貢献する持続可能な東京農業の実現に向け、「担い手の確保・育成」「稼ぐ農業経営の展開」「農地の保全・活用」「持続可能な農業生産と地産地消の推進」「地域の特色を活かした農業の推進」の5つの視点を持って農業施策を展開していく。

担い手の確保・育成については、経営力の向上に意欲的に取り組む認定農業者等をソフト・ハード両面から支援するとともに、都内への就農希望者及び都内の農業者すべてを対象とした

総合的な育成プログラムである「東京農業アカデミー」により、就農検討・準備期から経営発展期に至るまで各ステージに応じた研修等を実施する。また、女性農業者や多様な担い手が活躍できる環境整備を進めるとともに、法人の農業参入や雇用就農を促進するため、相談窓口の設置や施設整備等を支援する。

稼ぐ農業を展開するため、生産性の向上や省力化に向けて、先進技術の活用による東京型スマート農業の研究開発・普及を進めるほか、農産物の高付加価値化を図るため、消費地に近い特性等を活かしたブランド化を進める。また、生産現場への高度な技術や知識を農業者に普及するため、普及指導体制を強化する。

農地の保全・活用については、生産緑地の保全や農地流動化を促進するため、区市による生産緑地の買取活用を支援するほか、安定的な農業経営を確立するための長期貸借につながる支援を行う。また、農地の再生や創出の取組、市民農園、防災施設等の整備を行うとともに、農地の高度利用を図るため、農道・かんがい施設などの農業基盤施設の整備を進める。

持続可能な農業生産と地産地消の推進については、都民が安全で安心な食生活を送ることができるよう、農産物の生産振興や農作物の獣害対策、都内での流通促進・販売ルートの拡大、PR・販促活動や学校給食への東京産食材活用等の支援を行い、地産地消を推進するとともに、東京産食材のイメージ向上などに向け、その魅力を発信する施策を展開する。

さらに、環境保全型農業の普及により、環境と調和した農業を推進するとともに、GAP（農業生産工程管理）の取組や有機質肥料の利用支援、エコ農産物の販売力強化を図ることで、持続可能な東京農業の実現を目指す。

地域の特色を活かした農業の推進については、都市地域、都市周辺地域、中山間地域、島しょ地域など自然条件・社会条件が異なる環境の特性を活かし、施設整備の導入支援や、多面的機能を発揮できる活動の推進のほか、農地の利用促進やDXによる生産の効率化・省力化、新規就農者の確保・育成を進める。

（公財）東京都農林水産振興財団と連携し、品種改良や栽培技術の改善などに関する調査や試験研究を行うとともに、農業指導や技術支援、都民に対する情報提供を行う。

（2）林業の振興

「東京フォレストビジョン」の実現に向け、「森づくり推進プラン」に基づき、伐採・利用・植栽・保育という、持続可能な森林循環の確立と林業の経営力強化につながる施策を展開し、未来の森づくりに取り組んでいく。

森林整備においては、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取り扱いを推進することが必要であることから、整備の指針を地域森林計画として定める。また、木材生産に適した人工林を中心に、スギ・ヒノキの伐採・搬出と、花粉の少ないスギ等の植栽・保育を促進するとともに、シカによる林業被害対策、山地災害へ対応するための治山事業等を推進する。さらに、森林環境譲与税が多摩地域の森林整備や多摩産材の利用に結びつくよう、区市町村に対して情報提供を行うとともに、「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会など、都市部と山間部の自治体連携に対する支援も行う。

林業振興においては、経営の生産性と収益性の向上に向けて、林道の開設・改良等の基盤整備や施業の集約化を図るとともに、施業の効率化に向けたデジタル化等の取組や、国内外の先

進技術を取り入れた林業機械の活用などを推進する。また、林業の担い手を確保し、技術を着実に継承するため、新規就労者から中堅技術者までレベルに応じた研修の実施に加え、「東京トレーニングフォレスト」等を通じて、伐採・搬出などの高度な技術の習得を促進する。

多摩産材をはじめとする国産木材の需要拡大においては、公共施設での率先的な利用と民間施設での利用促進を図るとともに、木育活動を通じて、木材の良さや利用の意義について幅広い世代の理解を深めていく。また、全国各地と連携して商談型展示イベントを開催するとともに、都市部のPR拠点において、多摩産材と国産木材の魅力を発信する。

(公財)東京都農林水産振興財団と連携し、花粉の少ない森づくり運動や森林ボランティア等を通じて、都民や企業等との協働を推進するとともに、多摩産材の利用拡大に向けた情報発信や支援を行う。また、森林・林業に関する調査や試験研究、森林所有者等に対する技術支援のほか、都民に対する情報提供等を行う。

(3) 水産業の振興

「水産業振興プラン」に基づき、「資源の持続性に配慮した漁業の推進」、「水産業の成長産業化に向けた取組の推進」、「多様なセクターとの連携強化による多面的機能の発揮」等の視点で施策を着実に実施し、東京における持続可能な水産業を実現する。

資源の持続性に配慮した漁業の推進においては、水産資源の維持・増大につなげるため、資源管理型漁業の推進に必要な科学的データを収集する調査・研究を推進するとともに、漁業者に対する指導を実施する。また、法令違反に対する漁業取締りや、生息環境を改善するための漁場整備を実施する。さらに、資源を人為的に増加させるために、栽培漁業センターにおいて放流用稚魚を生産し配付するとともに、藻場の再生や新しい魚種の生産の検討等、栽培漁業の機能強化を行う。内水面では、江戸前アユ資源を増やし活用するための支援や、キャッチ&リリース区間の設定など、魅力的な内水面漁場づくりへの補助を行う。

水産業の成長産業化においては、島しょ地区の漁家経営の安定のために、効率的な漁場探索につながる海況情報を提供する海洋シミュレーションシステムを運用する。また、漁船用燃油運搬船の運賃や各種共同利用施設の整備に必要となる経費等の補助、漁協経営の安定化に向けた伴走型支援を実施するとともに、内水面においてはマス釣場・養殖施設の整備支援等を行う。さらに、漁業就業者対策として、担い手の確保・育成に必要となる経費についての補助に加え、漁業就業希望者の募集から定着、中核的漁業者となるまでのトータルサポートを実施する東京漁業就業支援センター（東京フィッシャーズナビ）を運営する。加えて、東京産水産物の競争力を向上させるために、国際水産見本市への出展、海外販路開拓を推進する。また、市場変化への対応として、冷凍商品等、競争力のある商品開発や量産体制の確立など、販路拡大のための取組を支援していく。

多様なセクターとの連携による多面的機能の発揮においては、東京産水産物に対する理解・醸成等を目的とした食育活動を教育現場等で展開する。

6 雇用就業対策

(1) 地域における雇用・就業の促進

都民の雇用・就業に対する支援を行うため、雇用就業に関するワンストップサービス機関と

して設置している「東京都しごとセンター」及び「東京都しごとセンター多摩」において、若年者から高齢者まですべての年齢層の求職者を対象に、個々の状況に応じた就業相談からキャリアカウンセリング、セミナー、マッチングまでのきめ細かい就業支援を実施する。

若者の就業支援では、既卒の若者を対象とした就職準備度に応じた支援プログラムの実施により、若者の正社員就職を目指す。

また、中高年の就業支援では、非正規雇用の期間が長く正規雇用での就職が困難ないわゆる就職氷河期世代など正規雇用を目指す非正規労働者のための支援として、個人の職務経験等に応じたきめ細かいプログラムを実施する。

高齢者の就業支援に向けては、「プラチナ・キャリアセンター」を運営し、企業のシニア人材が新たな形態の働き方を通じて自らのスキルを生かせるよう支援する。また、地域でスキルを生かせる仕事の開拓や、幅広い就業の機会の提供などシルバー人材センターの活性化、会員拡大及び就業機会拡大に向けた取組を一層進める。

女性の就業支援では、「女性しごと応援テラス」及び「女性しごと応援テラス多摩」における就業相談等の実施や女性再就職支援事業の展開とともに、国と連携して、女性の就業拡大に向けた普及啓発及び多摩地域での就業支援を実施する。

障害者等の就業支援では、障害者や難病・がん患者の安定的な雇用と処遇改善を推進するため、奨励金・助成金を支給するとともに、障害者雇用の特色ある優れた取組を行う事業主の顕彰を行う。

一方、中小企業の人材確保の支援として、人材確保に悩む中小企業へのコンサルティングの実施や最適な公的支援メニューの提供、業界団体を通じた各業界特有の課題に対応した支援、中小企業と外国人材との交流支援、中小企業の魅力発信、中小企業の人材戦略構築及び中核人材採用支援などの事業を展開する。

加えて、「東京都地域人材確保総合支援事業」では、区市町村等の行う中小企業の人材確保に向けた取組を支援する。

また、令和元年12月に制定した「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」及び令和2年度に策定したソーシャルファームに係る指針に基づき、ソーシャルファームの創設及び活動を支援する。

(2) 適正な労働環境の確保

個別化・複雑化する労使間のトラブルに対応するため、「労働相談情報センター」において、労働相談事業を実施する。「東京都ろうどう110番」において都民からの電話相談に集中的に対応するとともに、平日・夜間及び土曜日の来所相談等を行うほか、LINEコール（通話機能）を活用した電話相談事業を実施する。

「労働相談情報センター多摩事務所」において、多摩地域の自治体等に設置したテレビ会議システムによる遠隔相談、オンライン労働相談を実施するほか、労働問題に関するチャットボットを運用し、労働法知識の普及啓発を図る。

また、雇用管理の適正化と労働条件の改善を図るため、各種調査等による情報の収集とともに、労働セミナーの開催や資料の発行・提供により労働関係法令の趣旨や内容等について普及啓発を行う。

ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた職場環境の整備について、「手取り時間」の創出や働きがいの向上を図るため、奨励金等により中小企業の取組を後押しするとともに、コンサルティングや助成金等によりテレワークの一層の導入・定着・促進に向けた取組を展開する。

また、育児・介護等のライフイベントと仕事との両立支援や男性育業の促進等により、働きやすい職場環境づくりを推進する。

女性活躍については、働く女性の活躍を応援する拠点として「はたらく女性スクエア」を運営し、女性の働き方や活躍の基盤づくり、キャリアアップの支援等を行うとともに、「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりや男女間賃金格差の解消に向けた後押し等を行う。

カスタマーハラスメント防止対策については、カスハラに関する正しい理解の浸透や社会全体での防止対策を推進するため、普及啓発の実施や相談窓口等の運営、奨励金の支給等を行う。

このほか、正規雇用転換後も安心して働ける労働環境の整備や賃金の引上げなどを支援する。

(3) 多様なニーズに対応した職業能力の開発・向上

東京の産業を支える中小企業の人材育成・確保を支援するため、都内を4つの地域に分け、各地域に職業能力開発センターを設置し、人材育成・確保の総合相談や各種事業を実施する。

公共職業訓練においては、IT等の成長産業分野、ものづくりや介護等の人手不足分野への人材シフトを促進するため、時代のニーズに適合した訓練科目の開発や、ハローワークや東京しごとセンターと連携した就職支援の実施により、東京の産業基盤を支える人材の育成と求職者の早期再就職に積極的に取り組んでいく。

また、職業能力開発センターの情報発信拠点「キャリア・コンパス・センター」において、体験などを通じて職業訓練の魅力を発信する。

さらに、在職者向け訓練の実施や中小企業等の人材育成への支援を通じて、労働者のキャリア形成やリスキリングを支援する。

技能振興においては、技能者の技能向上と技能継承の強化を図るため、団体等が行う技能者向けの競技大会を支援するとともに、技能五輪全国大会及び全国障害者技能競技大会（全国アビリンピック）等に出場する選手の育成・強化を実施する。

また、イベントなどの開催を通じ、伝統的な匠の技やものづくりの技能・技術の魅力を、若者を始めとする国内外の多くの人々に広く発信する。

7 国際金融都市の推進

(1) 「国際金融都市・東京」の実現

国内外の資金を呼び込み、イノベーションの創出と経済成長に繋げていく「サステナブルな社会を実現するアジアのイノベーション・金融ハブ」の実現に向け、様々な施策を展開する。国の行政機関、金融業界をはじめとする民間事業者等との連携を深めるとともに、グローバルな趨勢の情報提供、都の施策の方向性等について専門的助言をいただき、国際金融情勢を的確に反映した効果的な施策展開を行うことで、金融の力を活用して社会課題の解決に繋げ、東京だけではなく日本全体やアジアの成長に貢献していく。

「国際金融都市・東京」構想2.0に基づき、国や関係機関、民間事業者のほか、シティ・オブ・ロンドンなど国内外のプレイヤーとも連携しながら、金融プロモーション組織「一般社団

法人東京国際金融機構（FinCity.Tokyo）」とともに様々な取組を進める。

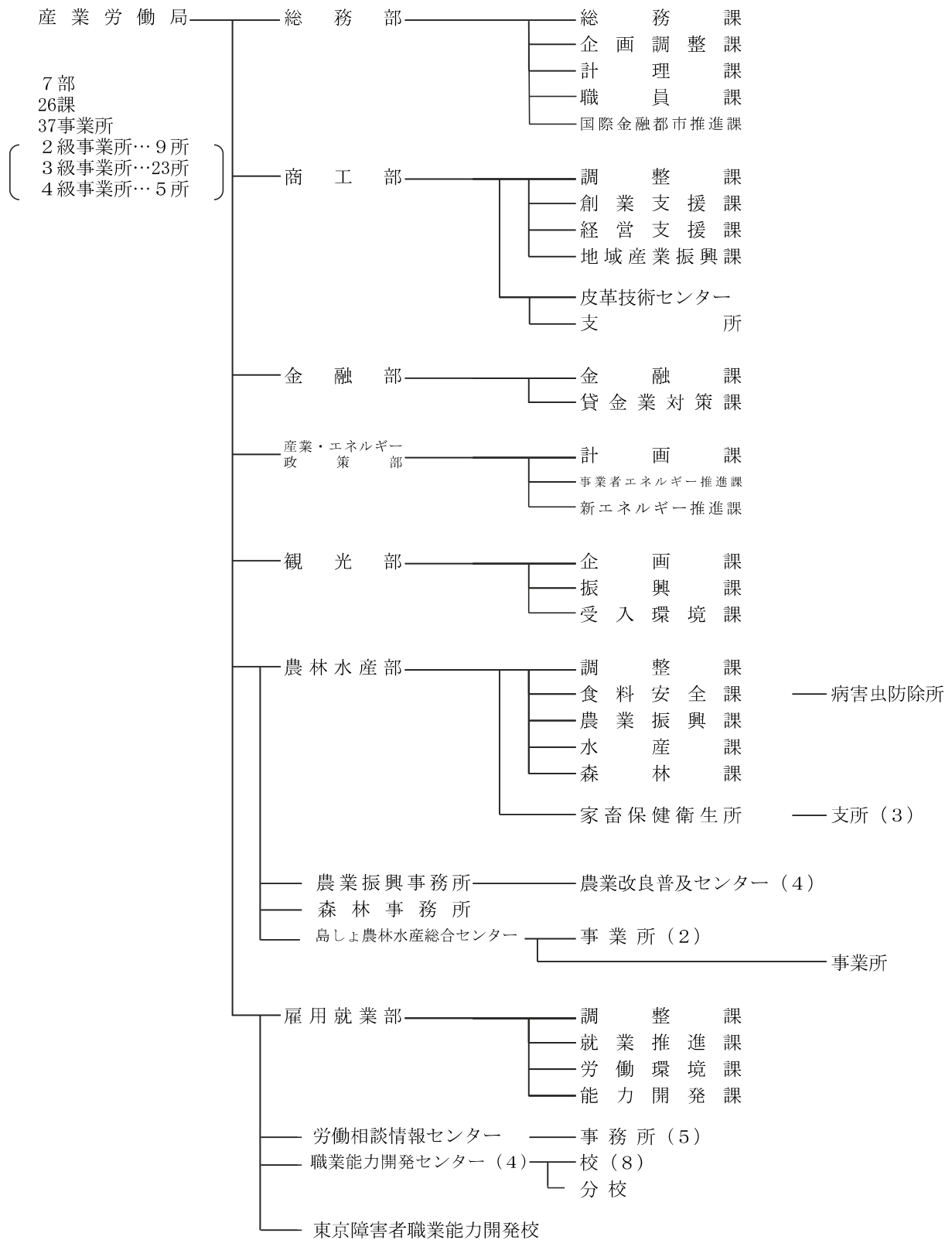
(2) 戦略的な海外プロモーションの推進

金融の力を通じたグローバルな経済成長、社会課題の解決を実現し、その成果を都民へ還元するため、海外プロモーションの展開、外国企業や海外ベンチャーキャピタル、投資家の誘致などに戦略的に取り組む。

金融プロモーション組織である FinCity.Tokyo をはじめ、国や関係機関等、内外の多様な機関との連携を強化しながら、金融の活性化に資する取組を進め、東京の強みを世界に向けて発信するとともに、積極的な海外エコシステムとのネットワーク構築など、海外プロモーションを戦略的に展開する。

第3 組 織

1 組織図（職員課）（令和7年8月1日現在）

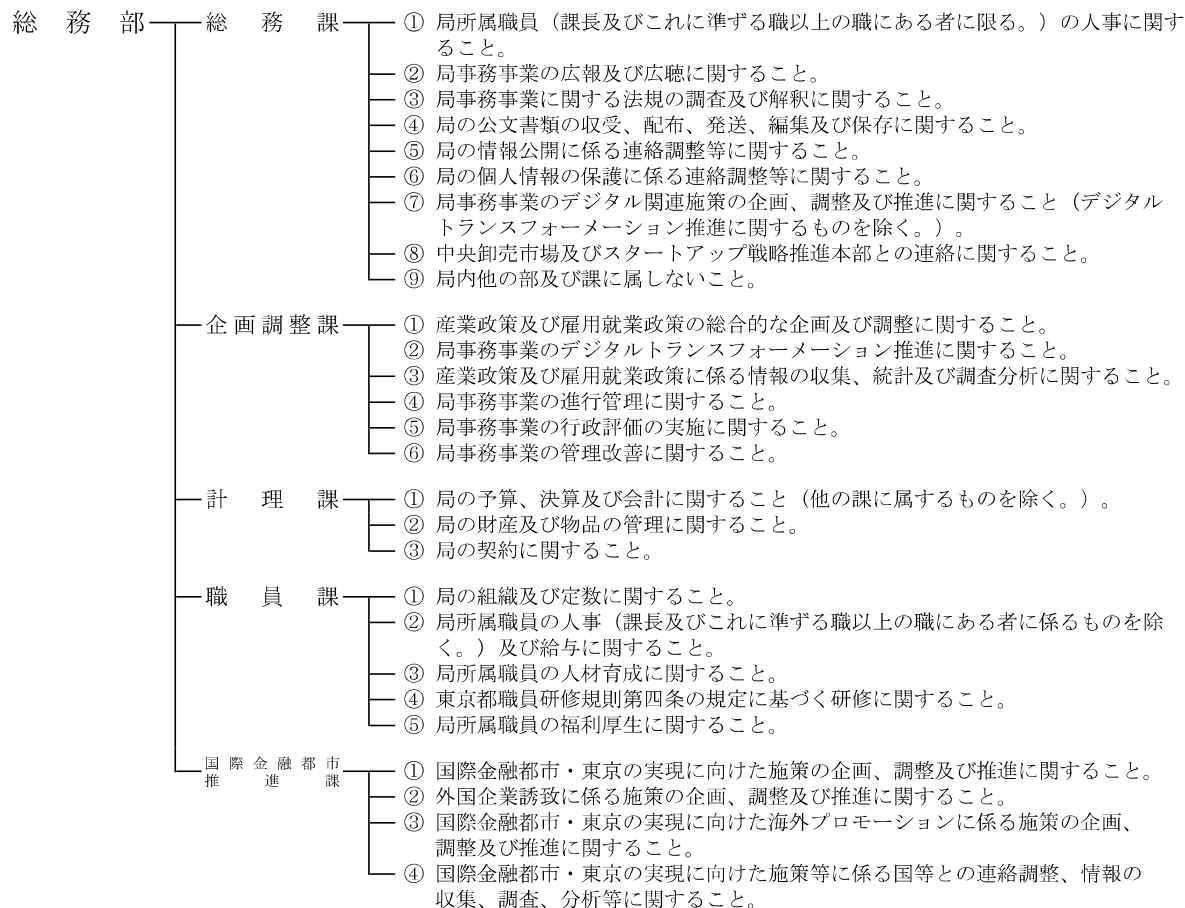


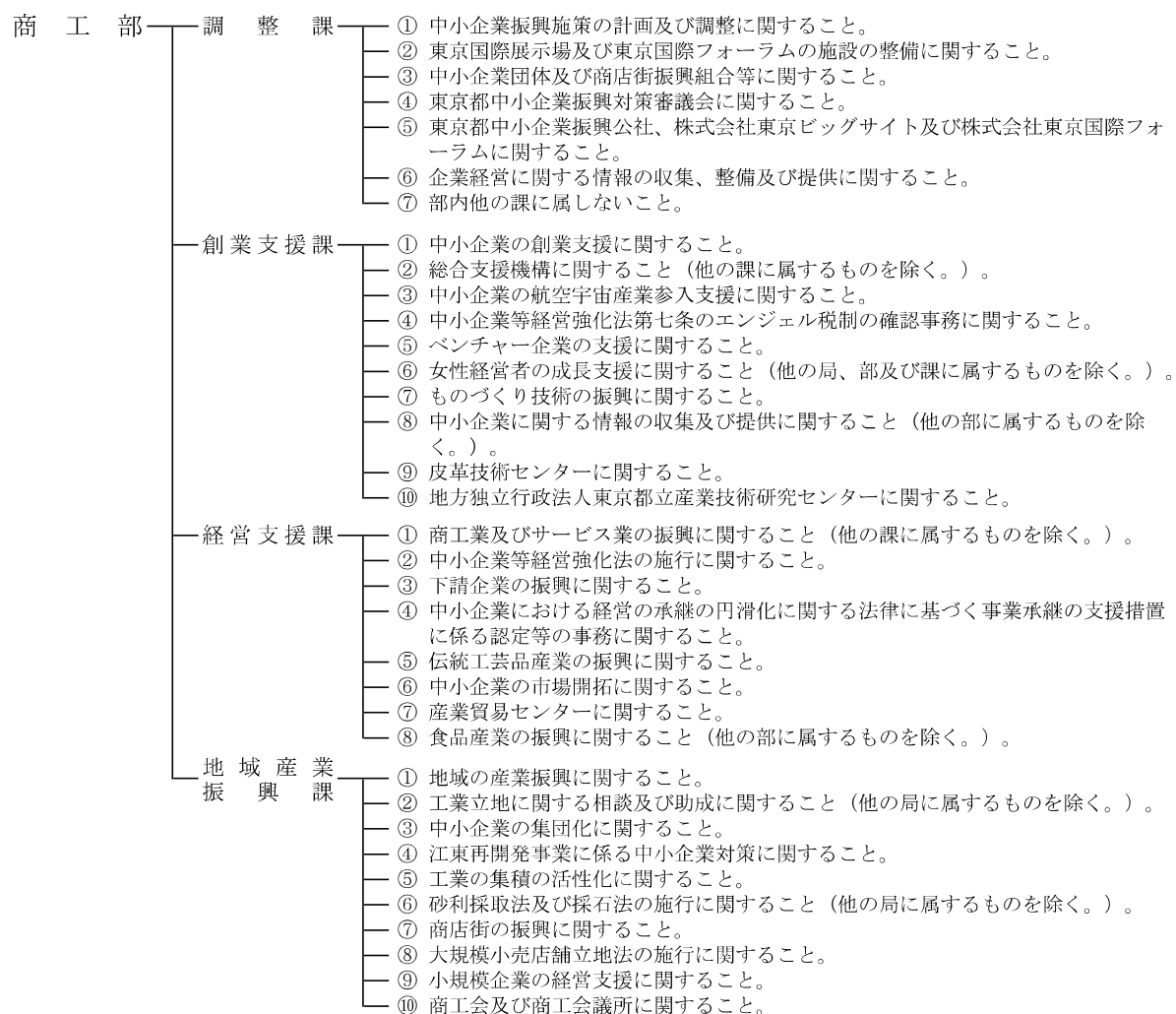
（行政委員会）

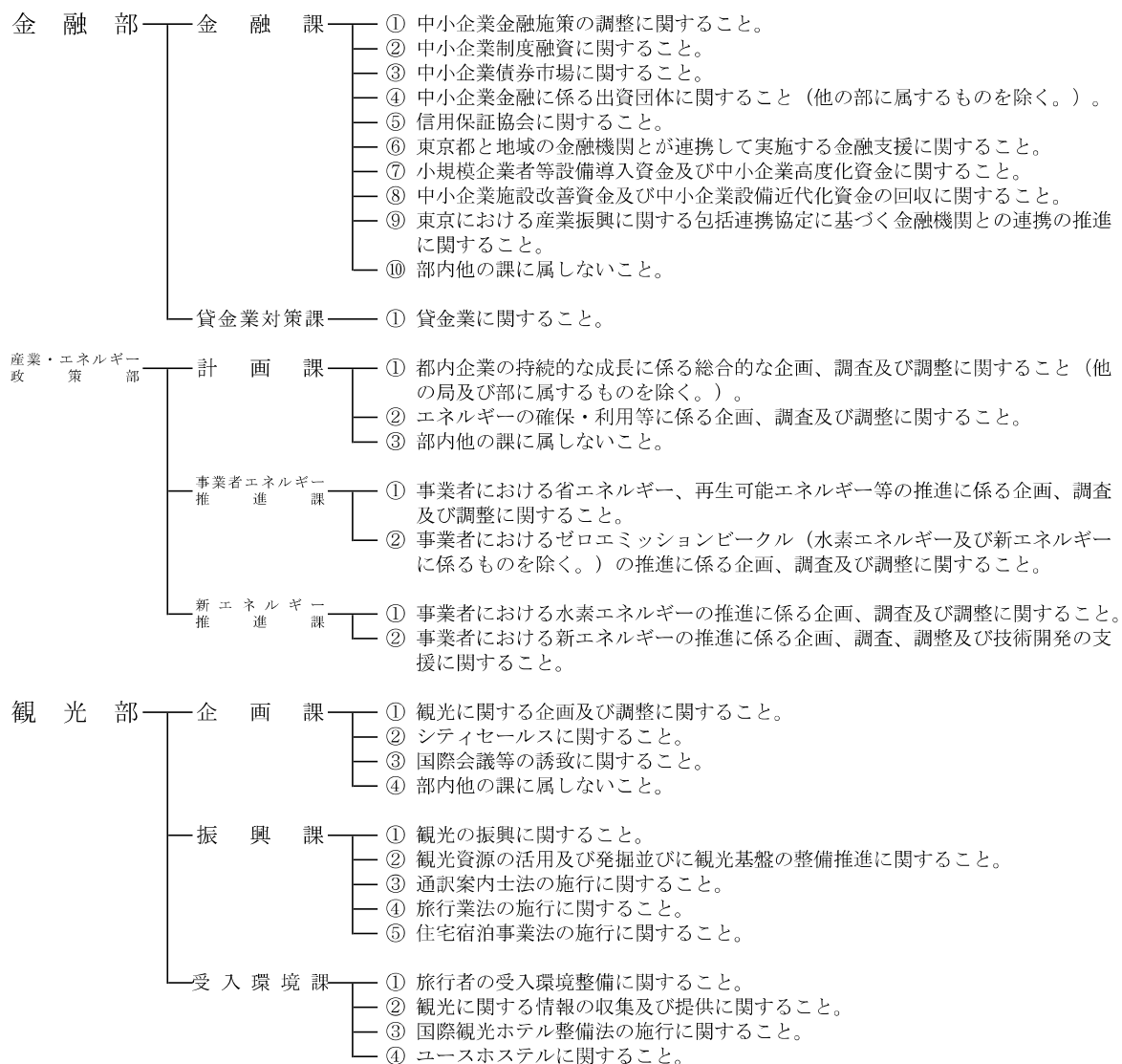
東京海区漁業調整委員会

内水面漁場管理委員会

2 分掌事務（職員課）







農林水産部	調 整 課	① 農林漁業施策、農林漁業に係る自然保護施策及び食の安全安心に係る施策の計画及び調整に関すること（他の局及び課に属するものを除く。）。 ② 農林水産業関係団体に関すること（他の課に属するものを除く。）。 ③ 農業協同組合、農業共済組合その他農業関係団体の検査に関すること。 ④ 水産業協同組合その他水産関係団体の検査に関すること。 ⑤ 森林組合の検査に関すること。 ⑥ 農林漁業の金融に関すること。 ⑦ 農業、畜産及び林業に係る試験研究に関すること。 ⑧ 島しょ農林水産総合センターに関すること。 ⑨ 部内他の課に属しないこと。
	食 料 安 全 課	① 食の安全安心に係る施策の計画、調整及び推進に関すること（他の局に属するものを除く。）。 ② 食育の推進に関すること。 ③ 東京産食材の地産地消の推進に関すること。 ④ 食品に関する情報提供及び食品産業の支援に関すること（他の部に属するものを除く。）。 ⑤ 農林水産業に係る環境対策に関すること（他の課に属するものを除く。）。 ⑥ 環境保全型農業等の推進に関すること。 ⑦ 病虫害の防除及び農薬に関すること。 ⑧ 農作物鳥獣害対策に関すること。 ⑨ 家畜伝染病予防に関すること。 ⑩ 動物用医薬品等に関すること。 ⑪ 獣医師に関すること。 ⑫ 飼料の安全に関すること。 ⑬ 病虫害防除所及び家畜保健衛生所に関すること。
	農 業 振 興 課	① 農業施策の計画及び調整に関すること。 ② 農業委員会等に関する法律の施行に関すること。 ③ 協同農業普及事業等に関すること。 ④ 農地法の施行に関すること。 ⑤ 国有農地等に関すること。 ⑥ 農事調停に関すること。 ⑦ 農業協同組合、農業共済組合その他農業関係団体に関すること（他の課に属するものを除く。）。 ⑧ 農畜産物の生産及び流通に関すること。 ⑨ 農業構造改善に関すること。 ⑩ 都市農業の振興に関すること。 ⑪ 山村島しょ地域の農業振興に関すること。 ⑫ 緑化の推進に関すること（他の局及び課に属するものを除く。）。 ⑬ 家畜の改良増殖及び飼料に関すること。 ⑭ 種畜及び種鶏の系統維持及び配布に関すること。 ⑮ 農畜産業の基盤整備及び環境対策に関すること。 ⑯ 家畜人工授精師及び家畜商に関すること。 ⑰ 土地改良法の施行に関すること。 ⑱ 農地及び農業用施設の災害復旧に関すること。 ⑲ 小笠原諸島の農業基盤整備に関すること。 ⑳ 農業水利に関すること。 ㉑ 農業振興事務所に関すること。
	水 産 課	① 漁業構造改善及び漁場整備その他水産業経営改善に関すること。 ② 漁業の調整及び取締りに関すること。 ③ 漁獲管理制度に係る計画の策定及び実施に関すること。 ④ 水産業協同組合その他水産関係団体に関すること（他の課に属するものを除く。）。 ⑤ 漁船及び船籍票に関すること。 ⑥ 遊漁船業の登録等に関すること。 ⑦ 水産資源の保護育成及び漁場環境の保全に関すること。 ⑧ その他水産に関すること。
	森 林 課	① 森林計画に関すること。 ② 森林整備及び林業種苗に関すること。 ③ 保安林、都有林及び都行造林に関すること。 ④ 林道及び治山事業に関すること。 ⑤ 木材の利用促進に関すること。 ⑥ 林業構造改善事業その他林業経営改善に関すること。 ⑦ 森林組合その他林業関係団体に関すること（他の課に属するものを除く。）。 ⑧ 林産物に関すること。 ⑨ 林業専門技術の調査研究及び指導に関すること。 ⑩ 林業被害の獣害対策に関すること。 ⑪ 森林経営管理制度に関すること。 ⑫ 森林事務所に関すること。 ⑬ その他林業に関すること。



3 附属機関（職員課）

令和7年8月1日現在

	設置目的	設置根拠	組織（委員構成）	委員の任期	所管部課
東京都中小企業振興対策審議会	中小企業の振興を図り、産業の発展に寄与するため、知事の諮問に応じ、中小企業の振興対策の基本方針に関すること等を審議し答申する。	東京都中小企業振興対策審議会条例	学識経験者 16名以内 業界代表者 20名以内 行政機関 4名以内	2年	商工部 調整課
東京都中小企業調停審議会	分野調整及び協同組合等の行う団体協約に関する重要事項を調査審議するほか、団体協約に関するあっせん・調停に係る審議を行い、答申する。	東京都中小企業調停審議会条例	学識経験者 7名以内	2年	商工部 調整課
東京都大規模小売店舗立地審議会	知事の諮問に応じ、大規模小売店舗の立地に係る周辺の地域の生活環境の保持に関する重要事項を調査審議し、答申する。	東京都大規模小売店舗立地審議会条例	学識経験者 11名以内	2年	商工部 地域産業振興課
東京都信用保証補助審査会	東京信用保証協会に対し、都が交付した補助金の使途につき、その公正妥当を期するため、知事の諮問に応じ審査し、答申する。	東京都信用保証補助審査会条例	学識経験者 10名以内	2年	金融部 金融課
東京都観光事業審議会	都の観光事業の振興充実を図るため、知事の諮問に応じ都の観光事業に関する基本的計画、その他重要事項を調査審議し又は意見を具申する。	東京都観光事業審議会条例	学識経験者 25名以内	2年	観光部 企画課
東京都農林・漁業振興対策審議会	農林・漁業に関する生産的施設の整備、経営の改善及び技術の改良並びに農山漁民の生活水準の向上を図り、あわせて、農山・漁村の振興計画の樹立及び実施について、知事の諮問に応じ重要な事項を審議し、答申する。	東京都農林・漁業振興対策審議会条例	学識経験者等 46名以内	2年	農林水産部 調整課

東京都農業 共済保険審 査会	農業共済組合連合会の組合員 が提訴する保険に関する訴えの 審査並びに農業災害の予防、防 止及び共済掛金、保険業務の適 正化に関する事項の調査審議を 行う。	農 業 保 険 法	会長：知事 学識経験者 3名以内 組 合 員 3名以内 都 局 長 3名以内	3 年	農 林 水 産 部 農 業 振 興 課
東 京 都 森林審議会	知事の諮問に応じ、森林計画、 保安林その他森林に関する重要 な事項を審議し、答申する。	森 林 法	学識経験者等 15 名以内	2 年	農 林 水 産 部 森 林 課
東 京 都 雇用・就業 対策審議会	知事の諮問に応じ、雇用及び 就業対策、職業能力の開発、労 使関係の安定に関する事項を審 議し、答申する。	東 京 都 雇 用 ・ 就 業 対 策 審 議 会 条例	学識経験者 12 名以内 事業主代表 6 名以内 労働者代表 6 名以内	2 年	雇 用 就 業 部 調 整 課
東京都地方 独立行政 法人評価 委員会	東京都が設立する地方独立行 政法人の業務の実績に関する評 価等を行う。	東 京 都 地 方 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 条 例	学識経験者 28 名以内 （試験研究分科会 公立大学分科会 高齢者医療・研 究分科会 都立病院分科会）	2 年	商 工 部 創 業 支 援 課 （試験研究 分科会）

4 政策連携団体等（企画調整課）

(1) 政策連携団体

事業協力団体のうち、都と協働して事業等を執行し、又は提案し、都と政策実現に向け連携するなど、特に都政との関連性が高い団体で、全庁的に指導監督を行う必要がある団体

(2) 事業協力団体

事業活動範囲が主に都内であるもの又は事業活動目的が主に都内の発展に寄与するものであり、かつ、都が展開する政策の一端を担うなど、主体的に都と事業協力を行う団体であって、「東京都政策連携団体の指導監督等に関する基準」において定める要件を満たす団体

※ ただし、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）に規定する地方独立行政法人その他個別の法令により、適正かつ効率的な運営を行うための仕組みが担保されている団体を除く。

政策連携団体等		令和 7 年 8 月 1 日現在
所 管 部	政策連携団体	事業協力団体（※1）
総 務 部	—	(一社)東京国際金融機構
商 工 部	(公財)東京都中小企業振興公社 (株)東京国際フォーラム *港湾局との共管 (株)東京臨海ホールディングス	(株)東京ビッグサイト
金 融 部	—	東京信用保証協会
産業・エネルギー 政策部	*環境局との共管 (公財)東京都環境公社	—
観 光 部	(公財)東京観光財団	—
農 林 水 産 部	(公財)東京都農林水産振興財団	—
雇 用 就 業 部	(公財)東京しごと財団	—
	主管：5 団体、共管：2 団体	3 団体

※ 1 政策連携団体を除く。

5 職員定数（職員課）

令和7年8月1日現在の職員定数は、次の表のとおりである。

産業労働局職員定数

令和7年8月1日現在

	計	事務系	技術系	技能 労務系
総 計	1,505	943	532	30
総 務 部	146	144	2	－
商 工 部	141	134	7	－
金 融 部	41	41	－	－
産業・エネルギー政策部	79	64	15	－
観 光 部	82	82	－	－
農 林 水 産 部	145	53	92	－
雇 用 就 業 部	135	120	15	－
皮 革 技 術 セ ン タ ー	16	5	11	－
農 業 振 興 事 務 所	84	13	71	－
森 林 事 務 所	49	5	44	－
島しょ農林水産総合センター	94	10	54	30
家 畜 保 健 衛 生 所	28	3	25	－
労働相談情報センター	111	111	－	－
職業能力開発センター	319	149	170	－
東京障害者職業能力開発校	35	9	26	－

第4 予 算

1 産業労働局予算の概要（計理課）

(1) 局予算総括表

（単位：千円）

区 分	令和7年度予算額	令和6年度予算額	増（△）減	増 減 率
一 般 会 計	776,994,000	683,150,359	93,843,641	13.7%
中小企業設備導入等資金会計	337,000	339,000	△ 2,000	△0.6%
林業・木材産業改善資金助成会計	51,000	107,000	△ 56,000	△52.3%
沿岸漁業改善資金助成会計	48,000	48,000	0	0.0%
合 計	777,430,000	683,644,359	93,785,641	13.7%

(2) 一般会計歳入歳出予算総括表

（単位：千円）

区 分		令和7年度予算額	令和6年度予算額	増（△）減	増 減 率
歳 出 額		776,994,000	683,150,359	93,843,641	13.7%
歳 入 額		524,327,178	276,015,899	248,311,279	90.0%
内 訳	分 担 金 及 負 担 金	105,724	119,694	△ 13,970	△ 11.7%
	使 用 料 及 手 数 料	490,460	541,809	△ 51,349	△ 9.5%
	国 庫 支 出 金	8,321,768	7,710,107	611,661	7.9%
	財 産 収 入	1,517,773	1,111,725	406,048	36.5%
	繰 入 金	106,636,554	93,427,174	13,209,380	14.1%
	諸 収 入	404,425,899	172,631,390	231,794,509	134.3%
	都 債	2,829,000	474,000	2,355,000	496.8%
一 般 財 源 充 当 額		252,666,822	407,134,460	△ 154,467,638	△ 37.9%

注1：令和6年度一般会計歳出予算額には以下の補正予算（10,800,066千円）を含まない（次頁も同様）。

三定補正 16,120,043千円、最終補正 △5,319,977千円

注2：令和6年度一般会計歳入予算額には以下の補正予算（△46,823,405千円）を含まない（次頁も同様）。

最終補正 △46,823,405千円

注3：令和7年度一般会計歳入予算額には以下の補正予算（8,200,000千円）を含まない（次頁も同様）。

二定補正 8,200,000千円

(3) 対策別予算

(単位：千円)

事 項 名	令和7年度予算額 ＜繰越明許費＞ (債務負担行為)	令和6年度予算額 ＜繰越明許費＞ (債務負担行為)	増(△)減	増 減 率
I 中 小 企 業 対 策	510,953,730 (141,223,583)	475,363,223 (116,335,811)	35,590,507 (24,887,772)	7.5% (21.4%)
一 般 会 計	510,616,730 (141,223,583)	475,024,223 (116,335,811)	35,592,507 (24,887,772)	7.5% (21.4%)
特 別 会 計	337,000	339,000	△ 2,000	△ 0.6%
1 経 営 策 新 支 援	3,681,460	1,585,378	2,096,082	132.2%
2 経 営 安 定 支 援	10,769,849	10,233,428	536,421	5.2%
3 販 路 開 拓 支 援	47,506,280	20,992,189	26,514,091	126.3%
4 ネットワークづくり支援	2,136,516	2,041,798	94,718	4.6%
5 技 術 支 援	26,956,094 (364,467)	24,795,284 (127,698)	2,160,810 (△ 63,231)	8.7% (△ 14.8%)
6 創 業 支 援	13,845,646 (7,754,647)	12,666,818 (4,494,686)	1,178,828 (3,259,961)	9.3% (72.5%)
7 地 域 工 業 の 活 性 化	4,838,308	4,711,669	126,639	2.7%
8 地 域 商 業 の 活 性 化	2,116,889	1,117,978	1,089	△ 0.0%
9 総 合 的 支 援	22,371,501 (891,670)	20,622,437 (1,498,347)	1,749,064 (△ 606,677)	8.5% (△ 40.5%)
10 試 験 研 究 機 関	9,021,457	11,360,021	△ 2,338,564	△ 20.6%
11 金 融 支 援	363,797,000	359,381,000	4,416,000	1.2%
12 商 工 施 設 の 整 備	(123,399,549)	(97,323,063)	(26,076,486)	(26.8%)
中小企業設備導入等資金の貸付 (特 別 会 計)	575,730 337,000	1,516,223 339,000	△ 940,493 △ 2,000	△ 62.0% △ 0.6%
II 産 業 ・ エ ネ ル ギ ー 対 策	105,690,620 (4,912,908)	72,433,204 (2,613,153)	33,257,416 (2,299,755)	45.9% (88.0%)
1 産 業 ・ エ ネ ル ギ ー 政 策 の 企 画 ・ 調 整 等	20,077,581 (2,124,940)	6,641,071 (936,353)	13,436,510 (1,188,587)	202.3% (126.9%)
2 省 エ ネ ル ギ ー 施 策 の 推 進	10,069,488	6,925,489	3,143,999	45.4%
3 再生可能エネルギー施策の推進	13,815,783 (0)	8,754,273 (873,800)	5,061,510 (△ 873,800)	57.8% (皆減)
4 エネルギーマネジメントの推進	17,971,464 (440,000)	16,169,210 (0)	1,802,254 (440,000)	11.1% (皆増)
5 水素・新エネルギー施策の推進	13,322,369 (2,313,468)	16,474,616 (380,000)	△ 3,152,247 (1,933,468)	△ 19.1% (508.8%)
6 Z E V の 普 及 促 進	30,433,935 (34,500)	17,468,545 (423,000)	12,965,390 (△ 388,500)	74.2% (△ 91.8%)
III 視 光 産 業 対 策	30,563,000 (1,437,237)	30,608,000 (900,000)	△ 45,000 (537,237)	△ 0.1% (59.7%)
1 外 国 人 旅 行 者 誘 致 の 統 一 展 開	8,489,579	8,119,012	370,567	4.6%
2 M I C E 誘 致 の 推 進	4,231,391	4,454,766	△ 223,375	△ 5.0%
3 魅 力 を 高 め る 観 光 資 源 の 開 発	6,907,403 (1,140,000)	7,005,259 (850,000)	△ 97,856 (290,000)	△ 1.4% (34.1%)
4 受 入 環 境 の 充 実	7,712,425 (297,237)	7,919,010 (50,000)	△ 206,585 (247,237)	△ 2.6% (494.5%)
5 人 材 の 育 成 ・ 活 用	1,031,702	940,683	91,019	10.3%
6 推 進 体 制 の 構 築	2,184,500	2,169,270	15,230	0.7%
IV 農 林 水 産 対 策	33,307,391 <1,641,000> (11,686,057)	28,621,007 <1,993,000> (2,801,365)	4,686,384 <△ 352,000> (8,884,692)	16.4% <△ 17.7%> (317.2%)
一 般 会 計	33,208,391 <1,641,000> (11,686,057)	28,466,007 <1,993,000> (2,801,365)	4,742,384 <△ 352,000> (8,884,692)	16.7% <△ 17.7%> (317.2%)
特 別 会 計	99,000	155,000	△ 56,000	△ 36.1%
1 農 業 経 営 の 安 定	12,068,000 <351,000> (451,494)	12,470,000 <295,000> (985,365)	△ 402,000 <56,000> (△ 533,871)	△ 3.2% <△ 19.0%> (△ 54.2%)
2 林 業 経 営 の 安 定	8,287,000 <531,000> (642,645)	8,264,000 <551,000> (402,207)	23,000 <△ 20,000> (240,438)	0.3% <△ 3.6%> (59.8%)
3 水 産 業 経 営 の 安 定	3,765,000 (1,022,265)	3,162,000 (281,715)	603,000 (740,550)	19.1% (262.9%)
4 緑 化 の 推 進	248,000	248,000	0	0.0%
5 農 林 災 害 復 旧	1,762,000 <759,000> (353,247)	2,087,000 <1,009,000> (231,030)	△ 325,000 <△ 250,000> (122,217)	△ 15.6% <△ 24.8%> (52.9%)
6 小 笠 原 諸 島 の 振 興	1,299,000 (565,093)	1,075,000 (426,525)	224,000 (138,568)	20.8% (32.5%)
7 農 林 水 産 施 設 の 整 備	5,779,391 <0> (8,651,313)	1,160,007 <138,000> (474,523)	4,619,384 <△ 138,000> (8,176,790)	398.2% (皆減) (1,723.2%)
林業・木材産業改善、 沿岸漁業改善の各資金の貸付 (特 別 会 計)	99,000	155,000	△ 56,000	△ 36.1%
V 雇 用 就 業 対 策	66,402,879 (9,369,952)	54,462,770 (6,248,864)	11,940,109 (3,121,088)	21.9% (49.9%)
1 雇 用 ・ 就 業 の 促 進	23,941,000	24,572,000	△ 631,000	△ 2.6%
2 適 正 な 労働環境の確保	21,409,000	13,700,000	7,709,000	36.3%
3 職 業 能 力 の 開 発 ・ 向 上	13,010,000 (3,663,852)	13,130,000 (3,414,664)	△ 120,000 (249,188)	△ 0.9% (7.3%)
4 労 政 施 設 等 の 整 備	90,491	737,704	△ 647,213	△ 87.7%
5 公 共 職 業 能 力 開 発 施 設 の 整 備	7,952,388 (5,706,100)	2,323,066 (2,834,200)	5,629,322 (2,871,900)	242.3% (101.3%)
VI そ の 他	30,512,380 (23,734)	22,156,155 (51,600)	8,356,225 (△ 27,866)	37.7% (△ 54.0%)
1 産 業 政 策 の 立 案	2,029,000	1,480,000	549,000	37.1%
2 国 際 金 融 都 市 の 推 進	13,726,000 (23,734)	7,011,724 (51,600)	6,714,276 (△ 27,866)	95.8% (△ 54.0%)
3 人 件 費 等	14,757,380	13,664,431	1,092,949	8.0%
合 計	777,430,000 <1,641,000> (168,653,471)	683,644,359 <1,993,000> (128,950,793)	93,785,641 <△ 352,000> (39,702,678)	13.7% <△ 17.7%> (30.8%)
一 般 会 計	776,994,000 <1,641,000> (168,653,471)	683,150,359 <1,993,000> (128,950,793)	93,843,641 <△ 352,000> (39,702,678)	13.7% <△ 17.7%> (30.8%)
特 別 会 計	436,000	494,000	△ 58,000	△ 11.7%

(参考)

・令和6年度予算

(単位：千円)

区 分	当初予算額	三定補正	最終補正	計
中 小 企 業 対 策	475,024,223	0	△ 5,692,000	469,332,223
産 業 ・ エ ネ ル ギ ー 対 策	72,433,204	1,139,023	1,139,023	74,711,250
観 光 産 業 対 策	30,608,000	0	0	30,608,000
農 林 水 産 対 策	28,466,007	0	△ 243,000	28,223,007
雇 用 就 業 対 策	54,462,770	0	△ 524,000	53,938,770
産 業 政 策	1,480,000	14,981,020	0	16,461,020
国際金融都市の推進	7,011,724	0	0	7,011,724
人 件 費 等	13,664,431	0	0	13,664,431
合 計	683,150,359	16,120,043	△ 5,319,977	693,950,425

2 令和7年度東京都予算の概要（計理課）

（1）財政規模

（単位：億円）

区 分	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
一般会計	91,580	84,530	7,050	8.3%
特別会計	66,993	61,908	5,085	8.2%
公営企業会計	19,924	19,146	778	4.1%
合 計	178,497	165,584	12,913	7.8%

（2）歳入

（単位：億円）

区 分	令和7年度	構成比	令和6年度	構成比	増減額	増減率
都 税	69,296	75.7%	63,865	75.6%	5,431	8.5%
地方譲与税	828	0.9%	638	0.8%	190	29.8%
国庫支出金	4,240	4.6%	3,785	4.5%	455	12.0%
繰入金	7,297	8.0%	7,146	8.5%	151	2.1%
諸収入	6,194	6.8%	3,962	4.7%	2,232	56.3%
都 債	2,034	2.2%	3,127	3.7%	△ 1,093	△ 34.9%
その他の収入	1,691	1.8%	2,007	2.4%	△ 316	△ 15.7%
合 計	91,580	100.0%	84,530	100.0%	7,050	8.3%

（3）目的別歳出

（単位：億円）

区 分	令和7年度	構成比	令和6年度	構成比	増減額	増減率
福祉と保健	17,716	25.7%	16,105	25.3%	1,611	10.0%
教育と文化	14,555	21.1%	13,983	22.0%	571	4.1%
労働と経済	8,039	11.7%	7,146	11.2%	894	12.5%
生活環境	3,744	5.4%	3,449	5.4%	294	8.5%
都市の整備	9,989	14.5%	9,142	14.4%	847	9.3%
警察と消防	10,126	14.7%	9,616	15.1%	509	5.3%
企画・総務	4,809	7.0%	4,260	6.7%	549	12.9%
（小 計）	68,978	100.0%	63,702	100.0%	5,276	8.3%
公債費・税連動経費等	22,602	—	20,828	—	1,774	8.5%
合 計	91,580	—	84,530	—	7,050	8.3%

注：各表の計数は表示単位未満を四捨五入しているため、合計及び小計欄の数字は各欄の合算と一致しない場合がある。

第5 広報・広聴

1 広報（総務課）

産業労働局で行っている各種の事業を都民に広く周知するために、広報誌・パンフレットなどの印刷物、テレビ・ラジオ、インターネット（ホームページ、動画及びSNS）など、様々な媒体（メディア）を利用して広報活動を行っている。

(1) 印刷媒体

中小企業施策及び雇用就業施策の総合案内誌として、「働くあなたと中小企業経営者のための支援ガイド」（総務部）を発行している。

また、各部・所で広報誌、パンフレットなどを作成している。（各部で発行している広報誌の主なもの：「とうきょうの労働」（雇用就業部））

(2) インターネット

「産業労働局ホームページ」（<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/>）において局事業のPRを行い、報道発表資料や調査・統計資料など、分野別にまとめて提供している。また、分野ごとにページを開設し、事業の紹介や優れた技術をもつ中小企業や観光スポット、東京の農林水産物の紹介、労働に関する知識などの情報を提供している。

(3) 報道発表

都庁記者クラブ 20 社（令和 7 年 4 月現在）に対して、令和 6 年度に報道発表した件数は、812 件である。

2 広聴（総務課）

都民からの意見や要望などの声を局事業に反映させることを目的として、広聴活動を行っている。

(1) 都民の声窓口の設置

総務部総務課広報担当を産業労働局都民の声窓口とし、苦情及び要望等について、所管課や事業所をはじめ、政策企画局戦略広報部企画調整課や各局とも連携を図りながら、迅速な対応に努めている。

(2) 意見募集

事業の計画策定段階等で都民からの意見募集を行い、政策立案に反映させている。

また、都政モニターアンケート等を活用し、都民の声を収集し、事業に反映させている。

3 中小企業支援策に係る新たな広報展開（総務課）

事業者の状況に応じた適切な支援事業が簡単に分かる新たなツールを構築するとともに、支援機関等と連携した情報発信等、効果的なPRを行う。

第6 職員研修

産業労働局は、東京の産業振興と雇用就業の安定を図るため、局事業の重要課題に積極果敢に挑戦し、豊かな実務処理能力と高い専門性を持って、東京の活性化に取り組んでいく人材を育成していく必要がある。

このため、令和7年度の研修については、中央研修の基本方針を踏まえ、局独自のニーズを織り込みながら、職員の職務遂行能力の向上を目指し、実施していく。また、研修効果の向上や柔軟で多様な働き方を推進する観点から、実施方法等について柔軟に対応していく。

1 基本目標（職員課）

- (1) 職員一人ひとりの資質及び専門・実務能力の向上を通じ、局事業の円滑な遂行に寄与する職員を育成する。
- (2) 複雑・多様化する行政課題に迅速かつ的確に対処できるよう、マネジメント力、企画力、説明能力及び問題解決能力をもって行動できる職員を育成する。
- (3) 都民サービスの最前線に立つ職員として、都民満足度の高いサービスが提供できるよう、サービス意識・能力の向上を図る。
- (4) 人材育成の面で着実な成果を上げるため、さらなるOJTの活性化・定着化を推進していくとともに、職務の能率、質の向上に資する知識及び能力の自主的な習得を目指し、自己啓発の更なる促進を図る。
- (5) 緊急性、即応性の面から効果的・効率的な研修の実施を目指し、研修規模や内容の見直しを行い、短期間でかつ充実した研修の実施に努める。
- (6) 総務局人事部や他局との連携と協力を進めるとともに、行政系職員、現業系職員、会計年度任用職員など、職員の職務の多様性に対応した研修機会の確保に努める。

また、関係団体の固有職員についても、研修生として受け入れ、関係団体の人材育成を支援する。

2 計画の内容（職員課）

- (1) 現任、管理・監督者研修等
各職層の職員に期待される役割及び責任を踏まえ、新任、1級職、主任級、課長代理級、統括課長代理級、管理者等それぞれの職層に応じた研修を実施する。
- (2) 課題研修
「東京都人権施策推進指針」に基づき、都職員に必要な人権感覚を身に付ける「人権研修」、都職員が遵守すべき法令、方針、各種ルールを身に付ける「コンプライアンス推進研修」等を、全職員を対象として実施し、職員の一層の理解と認識を深める。

(3) 実務研修

職員が身に付けておくべき職務に関する実務・専門的知識を付与し、職務能力の向上を図る。

文書事務、契約事務、広報事務等の各科目を実施するほか、各所属においても必要な研修を実施する。

(4) 派遣研修

国や民間の研修機関等へ職員を派遣し、必要とする専門的な知識や技術の取得を図る。

(5) 職場内研修（O J T）

職場での日常の職務の遂行を通して、各職場の管理・監督者が、計画的・効果的に実施する。

(6) 自主研修

資格取得やスキルアップなどを支援する自己啓発支援制度を活用し、職員の自主的な能力開発を促進するとともに、自己啓発を促進する風土づくりを進める。

(7) 関係団体職員の研修受入

局事業に深く関わりのある政策連携団体等に対し、研修情報の提供及び受講の受入れを行う。

3 令和6年度研修実績（職員課）

局研修については、531回実施し、延べ6,557名が受講した。

4 令和7年度研修実施計画（職員課）

研修区分別の計画は以下のとおり。

研 修 区 分	回数	研修人員	対象者・内容等
新 任 研 修	2	240	新規採用職員
現 任 研 修	16	753	1、2級職員、転入職員、島しょ勤務職員 他
管 理 ・ 監 督 者 研 修	6	156	課長代理・統括課長代理級職員、部・課長級職員
派 遣 研 修	140	484	国、民間の研修機関等への派遣研修
課 題 研 修	18	1,360	人権、コンプライアンス推進 他
専 門 ・ 実 務 研 修	350	3,684	文書事務、契約事務、各所属実施研修 他
そ の 他 の 研 修	76	325	他局委託研修 他
合 計	608	7,002	